

改正案	現行
<p style="text-align: center;">実務補習規則</p> <p style="text-align: center;">（実務補習団体等の認定申請）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第十六条第一項に規定する実務補習団体等（以下「実務補習団体等」という。）の認定を受けようとする者は、第一号様式による認定申請書を当該団体又は機関（以下「団体等」という。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下同じ。）を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。</p> <p>2 第十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 申請者の主たる事務所の所在地</p> <p>二 申請者の名称</p> <p>三 申請者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長</p> <p>3 第十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 実務補習（第十六条第一項に規定する実務補習をいう。以下</p>	<p style="text-align: center;">会計士補等実務補習規則</p> <p>第一条 公認会計士試験第三次試験を受けようとする会計士補又は会計士補となる資格を有する者は、金融庁長官の指定した公認会計士若しくは外国公認会計士（以下「指導公認会計士」と総称する。）の事務所、公認会計士若しくは外国公認会計士の組織する団体で金融庁長官の認定したもの（以下「実務補習団体」という。）又は金融庁長官の認定した機関（以下「実務補習機関」という。）において公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、財務書類の監査又は証明の実務についての補習（以下「実務補習」という。）を受けなければならない。</p> <p>第二条 実務補習の期間は、一年以上とする。</p> <p>第三条 指導公認会計士の指定を受けようとする公認会計士（外国公認会計士を含む。以下同じ。）は、第一号様式による指導公認会計士指定申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支</p>

同じ。)に関する規程(以下「実務補習規程」という。)

二 代表者、実務補習責任者及び実務補習担当者の名簿(住所、氏名及び略歴を記載するものとする。)

三 会則(法第四十四条第一項に規定する会則をいう。)、定款又は寄付行為

四 登記事項証明書

五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録又は貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された団体等にあつては、その設立時における財産目録)

六 主たる被監査会社等(公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七条第一項第一号に規定する被監査会社等をいう。)の状況を記載した書類

七 第四条第七号及び第八号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面

八 実務補習を受けることを希望している者が既にいる場合にはその名簿

(実務補習の内容)

第二条 実務補習は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 会計に関する理論及び実務
- 二 監査に関する理論及び実務
- 三 経営に関する理論及び実務
- 四 税に関する理論及び実務

局長。以下同じ。)を經由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、実務補習についての規程(以下「実務補習規程」という。)を添付しなければならない。

第四条 金融庁長官は、前条の規定による申請書の提出があつたときは遅滞なく、次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する。

一 当該申請者が公認会計士開業登録後通算して三年以上経過し、かつ、二以上の法人(当該法人が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の二又は株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条により公認会計士又は監査法人の監査を受けることとなつている会社である場合には一社以上)の財務書類の監査証明業務を現に行つていないこと。

二 当該申請者が指導公認会計士としての業務を公正かつ的確に遂行することができる施設を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

三 当該申請者が策定した実務補習規程が以下の要件を具備していること。

- イ 実務補習の期間が一年以上であり、同期間内に習得すべき補習時間が千四十時間以上とされていること
- ロ 実務補習は、次に掲げる事項について行うこととされていること

五 コンピュータに関する理論及び実務

六 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

2 前項に掲げる事項については、国際的な動向に十分配慮して実施するものとする。

(実務補習の方法等)

第三条 実務補習は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 実務に関する講義及び実地演習

二 考查

三 課題研究

四 金融庁長官が定める公認会計士の組織する団体（第七条において「公認会計士団体」という。）の実施する修了考查（第七条及び第八条において「修了考查」という。）

2 実務補習団体等は、実務補習を次の各号に掲げる方法により行う場合は、当該各号に定める単位数以上行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる方法による実務補習の単位の計算方法については、一時間を一単位とすることを基本とする。

一 実務に関する講義及び実地演習 三百六十単位

二 考查 百単位

三 課題研究 六十単位

3 実務補習団体等は、第一項第二号の考查にあっては少なくとも十回以上、同項第三号の課題研究にあっては少なくとも六回以上、これを実施しなければならない。

4 実務補習団体等は、実務補習を次の各号に掲げる方法により行う

(1) 会計に関する理論及び実務

(2) 監査又は証明に関する理論及び実務

(3) 経営に関する理論及び実務

(4) 税に関する理論及び実務

(5) コンピュータに関する実務

(6) 公認会計士の業務に関する法規

2 金融庁長官は、前項の審査の結果、指導公認会計士として指定したときは、その旨を当該申請者及び前条第一項の經由した財務局長に通知するとともに、官報で公告する。

3 金融庁長官は、第一項の審査の結果、指導公認会計士として指定しなかつたときは、その旨を当該申請者及び前条第一項の經由した財務局長に通知する。

第五条 指導公認会計士が、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号。以下「法」という。）第二十一条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、金融庁長官は、前条の規定による指定を取り消さなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、金融庁長官は、指導公認会計士が指導公認会計士として適当でないと認めたとき又は当該指導公認会計士から指導公認会計士の指定の取消しの申請があつたときは、前条の規定による指定を取り消すことができる。

3 金融庁長官は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を当該指導公認会計士及び当該指導公認会計士の主たる事務所所在地を管轄する財務局長に通知するとともに、官報で公告する

場合は、受講者（法第十六条第六項に規定する「受講者」をいう。以下同じ。）が当該各号に定める単位数以上を修得することを実務補習の修了したことの要件としなければならない。

一 実務に関する講義及び実地演習 二百七十単位

二 考査 六十単位

三 課題研究 三十六単位

5 実務補習団体等は、受講者が第一項第二号の考査を少なくとも十回以上受け、かつ、同項第三号の課題研究を少なくとも六回以上受講することを実務補習の修了したことの要件としなければならない。

6 実務補習団体等は、自ら行う実務補習の内容と同等以上であると認められる内容を有する講義等（第一項第一号から第三号までの方法をいう。）を行っている専門職大学院（会計専門職に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものに限る。）において、受講者が履修した第二項第一項各号に掲げる事項（第一項第一号又は第三号に掲げる方法により行われるもの及びこれらに関連して第二号に掲げる方法により行われるものに限る。）について、実務補習規程に定めらうえで、当該実務補習団体等において行われる実務補習に対応する単位数を、第四項に定める単位数から減じることができる。この場合において、実務補習団体等は、受講者に当該専門職大学院が発行する成績証明書その他の履修を証する書面を提出させ、当該単位数を確認しなければならない。

7 実務補習団体等は、第二項第一項各号に掲げる事項に関して必要な知識及び経験を有している者に、第一項第一号及び第三号に掲げ

。第六条 指導公認会計士は、実務補習規程を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に届け出なければならない。

第七条 実務補習団体又は実務補習機関の認定を受けようとする者は、第二号様式による認定申請書を、当該団体又は機関の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、実務補習規程並びに当該団体又は機関の代表者及び実務補習担当者名簿（住所、氏名及び略歴を記載するものとする。）を添付しなければならない。

3 実務補習団体の認定を受けようとする者が法人であるときは、第一項の申請書及びその写しに前項に規定する書類の外、定款又は会則を添付しなければならない。

第八条 金融庁長官は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する。

一 前条第二項に掲げる実務補習担当者は、公認会計士開業登録後通算して三年以上経過し、かつ、二以上の法人（当該法人が証券取引法第九十三条の二又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二条により公認会計士又は監査法人の監査を受

る方法による実務補習を行わせることができる。

8 実務補習団体等は、実務補習の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備え付け、これに講義等（第一項各号の方法をいう。）の実施日、受講者その他の実務補習に関する事項を記載するとともに、当該受講者が、実務補習を修了後法第十七条に定める公認会計士名簿に登録されるまでの期間と実務補習修了後十年間とのいずれか長い期間、これを保存しなければならない。

9 前項の帳簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができる。

10 実務補習団体等は、単位の認定に当たっては、適切な判定に努めなければならない。

（実務補習団体等の認定の基準）

第四条 金融庁長官は、第一条第一項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、実務補習団体等の認定をしてはならない。

一 当該申請者が実務補習団体等としての業務を公正かつ的確に遂行できる施設を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

二 実務補習責任者及び実務補習担当者が、公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）第一条第一号に定める開業登録後通算して三年以上経過し、かつ、二以上の法人の財務書類の監

けることとなつている場合には（一社以上）の財務書類の監査証明業務を現に行つている監査法人の社員又は公認会計士の資格を有する職員であること。

二 当該申請者が実務補習団体又は実務補習機関としての業務を公正かつ的確に遂行することができる施設を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

三 当該申請者が策定した実務補習規程が第四条第一項第三号に定める要件を具備していること。

2 金融庁長官は、前項の審査の結果、実務補習団体又は実務補習機関として認定したときは、その旨を当該申請者及び前条第一項の經由した財務局長に通知するとともに、官報で公告する。

3 金融庁長官は、第一項の審査の結果、実務補習団体又は実務補習機関として認定しなかつたときは、その旨を当該申請者及び前条第一項の經由した財務局長に通知する。

第九条 金融庁長官は、実務補習団体若しくは実務補習機関が実務補習団体若しくは実務補習機関として適当でないと認めるとき又は当該実務補習団体若しくは当該実務補習機関から実務補習団体若しくは実務補習機関としての認定の取消しの申請があつたときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

2 金融庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該実務補習団体又は実務補習機関及び当該実務補習団体又は実務補習機関の所在地を管轄する財務局長に通知するとともに、官報で公告する。

査証明業務を現に行っている公認会計士であること。

三 当該申請者が策定した実務補習規程が第二条及び第三条に定める要件を具備しており、実務補習の公正かつ的確な実施のために適切であること。

四 実務補習の手数料の額が、相当と認められる額であること。

五 申請者の行う実務補習以外の業務が、実務補習の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 実務補習を的確に行うのに必要な財産的基礎を有するものであること。

七 申請者の代表者、実務補習責任者及び実務補習担当者のうちに、法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がいないこと。

八 申請者が、法第十六条第五項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

(実務補習団体等の認定等の通知等)

第五条 金融庁長官は、第一条第一項の規定による申請があったときは、遅滞なく、前条に定める基準に適合しているかどうかを審査する。

2 金融庁長官は、前項の審査の結果、実務補習団体等として認定したときは、その旨を当該申請者及び第一条第一項の經由した財務局長に通知するとともに、官報で公告する。

3 金融庁長官は、第一項の審査の結果、実務補習団体等として認定

第十条 実務補習団体及び実務補習機関が実務補習規程を変更しようとする場合には、第六条の規定を準用する。

第十条の二 実務補習団体及び実務補習機関がその代表者又は実務補習担当者を変更しようとするときは、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

第十一条 削除

第十二条 金融庁長官は、指導公認会計士、実務補習団体及び実務補習機関に対して実務補習につき必要な指示をすることができる。

第十三条 指導公認会計士、実務補習団体及び実務補習機関は、その実務補習を行った会計士補又は会計士補となる資格を有する者の実務補習が修了したときは、第四号様式による実務補習修了証書授与承認申請書を作成し、当該指導公認会計士の主たる事務所、実務補習団体又は実務補習機関の所在地を管轄する財務局長を經由して、公認会計士・監査審査会の会長に提出するとともに、その承認を経て、第五号様式による実務補習修了証書を授与しなければならない。

第十四条 前条の期間の計算については、会計士補又は会計士補となる資格を有する者が第五条の規定による指導公認会計士の指定の取

しなかったときは、その旨を当該申請者及び第一条第一項の經由した財務局長に通知する。

4 金融庁長官は、法第十六条第五項の規定により、実務補習団体等の認定を取り消したときは、その旨を当該実務補習団体等及び当該実務補習団体等の所在地を管轄する財務局長に通知するとともに、官報で公告する。

(実務補習規程等の変更)

第六条 実務補習団体等は、実務補習規程を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を実務補習団体等の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に届け出るとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 実務補習団体等がその所在地、名称、代表者、実務補習責任者又は実務補習担当者を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を実務補習団体等の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に届け出るとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

(修了調査)

第七条 修了調査は、第二条に定める実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかを確認するために行うものとする。

2 修了調査は、受講者が当該実務補習団体等において第三条第一項第一号から第三号までの方法による課程を終え、かつ、同条第四項

消又は第九条の規定による実務補習団体若しくは実務補習機関の認定の取消その他やむを得ない事由により実務補習を継続して受けられない場合に限り、実務補習を受けた各期間を通算するものとする。

2 前項に規定する期間の通算を適用しようとする場合は、第十三条の規定に基づく実務補習修了証書授与承認申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

第十五条 金融庁長官及び公認会計士・監査審査会の会長は、この府令の規定による指定又は認定に関する申請が財務局長に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

-
- に定める単位数以上を修得している場合において受けることができる。
- 3 修了考査を受けようとする者は、前項の要件を満たしていることを証明した当該実務補習団体等が発行した書面を添付して公認会計士団体に申し込まなければならない。
 - 4 修了考査は、次に掲げる項目について行う。
 - 一 会計に関する理論及び実務
 - 二 監査に関する理論及び実務
 - 三 経営に関する理論及び実務（コンピュータに関する理論を含む）。
 - 四 税に関する理論及び実務
 - 五 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理
 - 5 修了考査は、年一回以上これを行う。
 - 6 修了考査の手数料の額は、適当と認められる額でなければならない。
 - 7 公認会計士団体は、修了考査に合格した者に、修了考査に合格したことを証する書面を交付するとともに、その者が実務補習を受けている実務補習団体等に対して、修了考査に合格したことを証する書面の写しを交付する。
 - 8 本条に定めるもののほか、修了考査に関し必要な事項は、公認会計士団体が定める。
 - 9 金融庁長官は、修了考査の適正な実施を確保するため、修了考査の内容、方法その他の事項が適当でないと認めるときは、公認会計士団体に対し、必要な指示をすることができる。
-

(実務補習修了の報告手続)

第八条 実務補習団体等は、受講者が修了考査に合格し、当該実務補習団体等における第三条第一項各号の方法による課程をすべて修了したときは、遅滞なく、第二号様式による実務補習修了報告書を作成し、当該実務補習団体等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 第十条の場合においては、前項の規定による実務補習修了報告書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

(実務補習修了の確認)

第九条 金融庁長官は、法第十六条第七項の規定による確認を行ったときは、確認番号を当該受講者に対し、前条に規定する財務局長を経由して通知しなければならない。この場合において、当該受講者に対する通知は、当該財務局長を経由し、前条の実務補習団体等を通じて行うことができる。

(実務補習の通算)

第十条 受講者は、当該実務補習団体等が法第十六条第五項の規定による実務補習団体等の認定の取消しその他のやむを得ない事由により当該実務補習団体等において実務補習を継続して受けることができないう場合に限り、当該実務補習により修得した各単位と他の実務補習団体等が行った実務補習により修得した各単位を通算するもの

とする。

(標準処理期間)

第十一条 金融庁長官は、第一条第一項の規定による申請又第八条第

一項の規定による報告が財務局長に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分又は第九条の規定による通知をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請又は報告を補正するために要する期間
- 二 当該申請又は報告をした者が当該申請又は報告の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請又は報告をした者が当該申請又は報告に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

	平成	年	月	日
金融庁長官	殿			
		団体		
		申請		印
		機関		
		代表者		
		団体		
		実務補習	認定申請書	
		機関		
		団体		
実務補習規則第 1 条の規定に基づき、実務補習			の認定を申請します。	
		機関		
		記		
		団体		
申請		の主たる事務所の所在地		
		機関		
		団体		
申請		の名称		
		機関		
主たる事務所の所在地を管轄する財務局長				

（注意事項）

- 1 この申請書は、主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出すること。
- 2 この申請書及び写しには、①実務補習規程、②代表者、実務補習責任者及び実務補習担当者の名簿（住所、氏名及び略歴を記載すること。）、③会則、定款又は寄付行為、④登記事項証明書、⑤申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録又は貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された団体又は機関にあっては、その設立時における財産目録）、⑥主たる被監査会社等の状況（法人名、資本金、監査区分、監査従事期間等）を記載した書面、⑦第 4 条第 7 号及び第 8 号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面、並びに⑧実務補習を受けることを希望している者が既にいる場合にはその名簿を、それぞれ添付すること。

		平成	年	月	日			
金融庁長官	殿							
		実務補習団体等	印					
		代表者	印					
実務補習修了報告書								
公認会計士試験に合格した者			に対し、下記のとおり実務補習を					
を行い、修了しましたので、報告します。								
記								
		合格証書番号	第	号				
氏名								
補習期間	平成	年	月	日から	平成	年	月	日
取得単位数	単位							
補習内容								
補習方法								
修了考査合格年月日								

（注記事項）

- 1 この報告書は、主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出すること。
- 2 この報告書中補習内容には、第2条第1項各号に掲げる事項毎に、取得単位数を記載すること。
- 3 この報告書中補習方法には、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる方法毎に、取得単位数を記載すること。また、第3条第6項の規定により減じられた単位数がある場合には、各方法毎に当該単位数を記載すること。
- 4 この報告書及び写しには、修了考査に合格したことを証する書面の写しを添付しなければならない。